

「イワイCFD取引説明書 兼 リスク説明書」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p>イワイ CFD 取引（店頭差金決済取引）の仕組みについて</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(3) 呼び値</p> <p>呼び値は、<u>原則としてイワイCFDの原資産が原資産市場で取引されている通貨建となります。詳しくは、マーケットインフォメーションシートにてご確認ください。</u></p> <p>2. 証拠金</p> <p>(2) 必要証拠金</p> <p>イワイCFD取引の必要証拠金率は全CFD銘柄とも10%、レバレッジは10倍となります。</p> <p>イワイ CFD の必要証拠金は以下の算式で計算されます。</p> <p>【取引価格が円の場合】</p> <p>必要証拠金＝取引数量×提示価格÷ティックファクター×必要証拠金率</p> <p>【取引価格が外貨の場合】</p> <p>必要証拠金＝取引数量×提示価格×コンバージョンレート÷ティックファクター×必要証拠金率</p> <p>(4) 金銭の引き出し</p> <p>受入証拠金から必要証拠金および評価損を控除した金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。</p> <p>出金（振替）可能額 ＝ 受入証拠金 － 必要証拠金 － 評価損(評価益は加算されません)</p> <p>※取引価格が外貨の CFD を返済した場合、当該外貨ベースの決済代金は取引日に確定しますが、計算上円転換取引の受渡が完了するまで受入証拠金はコンバージョンレートの影響により変動します。従って、出金（振替）可能額についても同様に変動します。</p> <p>※1円未満の証拠金の引き出しはできません。</p> <p>3. 返済に伴う金銭の授受</p>	<p>イワイ CFD 取引（店頭差金決済取引）の仕組みについて</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(3) 呼び値</p> <p>呼び値は、イワイ CFD の原資産が原資産市場で取引されている通貨建となります。</p> <p>2. 証拠金</p> <p>(2) 必要証拠金</p> <p>イワイCFD取引の必要証拠金率は全CFD銘柄とも10%、レバレッジは10倍となります。</p> <p>イワイ CFD の必要証拠金は以下の算式で計算されます。</p> <p>【<u>原資産の取引価格が円の場合</u>】</p> <p>必要証拠金＝取引数量×提示価格÷ティックファクター×必要証拠金率</p> <p>【<u>原資産の取引価格が外貨の場合</u>】</p> <p>必要証拠金＝取引数量×提示価格×コンバージョンレート÷ティックファクター×必要証拠金率</p> <p>(4) 金銭の引き出し</p> <p>受入証拠金から必要証拠金および評価損を控除した金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。</p> <p>出金（振替）可能額 ＝ 受入証拠金 － 必要証拠金 － 評価損(評価益は加算されません)</p> <p>※<u>原資産の取引価格が外貨のCFD</u>を返済した場合、当該外貨ベースの決済代金は取引日に確定しますが、計算上円転換取引の受渡が完了するまで受入証拠金はコンバージョンレートの影響により変動します。従って、出金（振替）可能額についても同様に変動します。</p> <p>※1円未満の証拠金の引き出しはできません。</p> <p>3. 返済に伴う金銭の授受</p>

新	旧
<p>(2) 決済代金について</p> <p>差金決済に伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について、行われます。なお、取引価格が外貨の場合は円換算いたします。</p> <p>{返済 CFD 数量 × 約定価格差 (円)} - 返済時の取引手数料</p> <p>取引手数料は、約定ごとに証拠金から差し引く形で、徴収します。</p> <p>4. 税金</p> <p>個人が行った店頭差金決済取引で発生した益金(配当金調整額、金利調整額を含む)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った店頭差金決済取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭差金決済取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>この説明書は、 平成24年1月1日から施行します。</p>	<p>(2) 決済代金について</p> <p>差金決済に伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について、行われます。なお、<u>原資産</u>の取引価格が外貨の場合は円換算いたします。</p> <p>{返済 CFD 数量 × 約定価格差 (円)} - 返済時の取引手数料</p> <p>取引手数料は、約定ごとに証拠金から差し引く形で、徴収します。</p> <p>4. 税金</p> <p>個人が行われたCFD取引により発生した益金(売買による差益および金利調整額・配当調整額などの収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告を行う必要があります。</p> <p>法人がCFD取引により発生した益金(売買による差益および金利調整額・配当調整額などの収益)は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客にCFD取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、<u>各地税務署または税理士等の税務専門家</u>にお問い合わせください。</p>

イワイCFD取引説明書 兼 リスク説明書
(店頭差金決済取引説明書兼リスク説明書)

平成24年1月

岩井証券株式会社
近畿財務局長（金商）第335号

イワイCFD取引（店頭差金決済取引）に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

※上記連絡先は弊社のHP（<http://www.iwaisec.co.jp/>）にも掲載しております。

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客さまの場合
- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客さまであって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

イワイCFD (Contract for Difference) は、株価指数、株価指数先物 (以下「原資産」といいます。) の価格をもとに、当社が提示するイワイCFDの買値 (ASK)、売値 (BID) により取引を行うデリバティブ商品です。

CFDの価格がお客さまの予想に反して変動した場合、お客さまに損失が発生する可能性があります。また、イワイCFD取引は、証拠金の最大10倍までの取引が可能となるため、当社に預託された証拠金以上の損失を被る可能性があります。したがって、取引を開始される場合には、本説明書のみでなく、イワイCFD取引規程、およびイワイCFD取引ルールをお読みいただき、イワイCFD取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただいたうえで、自己の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

イワイCFD取引のリスク等重要事項について	2
イワイCFD取引の仕組みについて	6
1. 取引の方法	6
2. 証拠金	7
3. 返済に伴う金銭の授受	8
4. 税金	9
イワイCFD取引の手続きについて	10
1. 取引の開始	10
2. 注文の指示事項	10
3. 証拠金の差入れ	10
4. 反対売買によるポジションの返済	11
5. 取引手数料	11
6. 取引内容、残高、ポジション、証拠金の報告	11
7. 電磁的方法による書面の交付	11
8. その他	11
金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	12
イワイCFD取引に関する主要な用語	13

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、当社のイワイCFD取引について説明いたします。

イワイCFD取引（店頭差金決済取引）のリスク等重要事項について

イワイCFD取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始する場合、継続して取引をされる場合は、以下のリスク等重要事項をよくお読みいただき、その内容を十分ご理解ください。

【相対（あいたい）取引であることについて】

- ・ イワイCFD取引は、相対取引であり、当社が提示する買値（ASK）・売値（BID）にて取引を行っていただくものです。したがって、イワイCFDの価格は、原資産の取引所市場価格とは異なります。

【取引手数料およびスプレッドについて】

- ・ イワイCFDの取引手数料は無料です。
- ・ 買値（ASK）と売値（BID）には差があり、この価格差をスプレッドといいます。スプレッドは、相場環境または時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあります。

【CFD価格の変動による影響について】

- ・ CFD取引では、原資産の価格の変動もしくは金利、通貨の価格の変動または経済指標、政治情勢等さまざまな要因によりCFD価格が変動しますので、お客様の予想と反対方向に変動することにより、損失が生じる可能性があります。

【証拠金を上回る損失が発生する可能性について】

- ・ イワイCFD取引に際してはあらかじめ証拠金を預託していただきます。証拠金の最大10倍までの取引が可能となるため、CFD価格の変動によっては、証拠金の金額を上回る損失が発生する可能性があります。

【値幅制限がないことについて】

- ・ CFD取引の価格には、基準となる価格を挟んで上下一定の価格幅に価格変動が制限される、いわゆる値幅制限がありません。したがって急激な価格変動により、証拠金全額を失ってなお不足金が発生するような、意図せざる損失を被る可能性があります。

【流動性低下のリスク】

- ・ 経済情勢やCFDの原資産価格の状況により、CFD取引の流動性が極端に低くなった場合、イワイCFDの取引が成立せず、新規建または返済のための取引ができなくなる可能性があります。

【金利調整額および配当金調整額の受け払いについて】

- ・ 原資産が先物ではないCFDの買付けを行われた場合には、金利調整額の支払いが、また売付けを行われた場合には、金利調整額を受取りが発生します。金利調整額は、通貨別LIBOR（London Inter-Bank Offered Rate）を基準に当社設定の金利を加減し計算され、ニューヨーク時間の17時頃（日本時間の午前7時頃、夏時間期間中は午前6時頃）に日々受渡しが行われます。なお、金利水準によっては、売付け

であっても金利調整額の受取りが発生しない場合があります。

- ・ 株価指数CFDの原資産に配当が実施された場合、CFDの買付けでは配当の調整金額（配当金調整額）の受取り、売付けでは配当金調整額の支払いが発生します。

【返済期限のリスク】

- ・ 株価指数先物を原資産としたイワイCFDにはそれぞれ限月があり、返済期限（取引最終日）があらかじめ定められています。
- ・ 返済期限までにポジションを決済（反対売買）されない場合、当社は当該原資産の特別清算値（SQ値）に基づく価格で当該ポジションを強制的に決済いたしますので、その価格によっては、お客様の意図しない損失が発生する可能性があります。

【システムリスク】

- ・ イワイCFDは、インターネットを利用した電子取引となるため、当社、当社のカバー取引相手方、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有する通信回線またはシステム機器に障害が発生した場合は、ご注文・約定、または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。
- ・ お客様が発注した注文時の状況と原資産の相場状況が乖離した場合、取引銘柄、取引数量、価格など注文の内容によっては、約定が遅くなる場合があります。また、上記のような注文が多く見受けられるお客様におかれましては一定期間通常の注文についても、注文処理や約定が遅くなる場合があります。

【ロスカットについて】

- ・ お客様のイワイCFD口座における証拠金率が当社の定めるロスカットライン（定時ロスカットの場合証拠金率100%、リアルタイムロスカットの場合証拠金率60%）を下回った場合、お客様のイワイCFD口座内の全ポジションは、ロスカット（反対売買による強制決済）されます。市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があります、ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・ ロスカット時に、成行注文によって決済されるべきCFDが取引時間外等により取引できない場合、取引開始を待って決済します。その間に、相場変動によって損失が拡大するリスクがあります。

【イワイCFD取引は、クーリング・オフの対象にはなりません】

- ・ CFD取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定の適用はありません。

【証拠金の管理について】

- ・ 当社では日証金信託銀行と信託契約を締結し、お客様からお預かりした証拠金の全額を、当社の自己資産と区分して信託口座に預託いたします。なお、イワイCFD取引の証拠金は、日本投資者保護基金の補償の対象となる顧客資産には含まれません。

【逆指値注文について】

- ・ 損失を限定させる目的で行われる逆指値注文は、基準となる逆指値に達した場合に成行発注されるものであり、逆指値された価格から大きく乖離した価格で約定する可能性、またいかなる価格でも約定できず損失が拡大する可能性があります。

【価格の誤表示による誤約定リスク】

- ・ イワイCFD取引は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を行っておりますが、カバー取引相手方が当社に示した取引価格に誤りがあった場合、本来約定すべきでない価格により約定してしまう場合があります。この場合、当社はお客さまに事前にご連絡することなく、お客さまの取引口座で反対売買を行うことにより当該約定を取り消すとともに、原注文については、これを再発注するなど当社が原注文の種類ごとにあらかじめ定める方法で処理いたします。
- ・ また、当社が上記処理を行う前に、誤表示された価格による約定によって発生したポジションを決済されるなど、お客さまが「誤表示された価格による約定に基づく取引」を行われたと判断される場合、当社は当該取引についてもお客さまに事前にご連絡することなくこれを取り消します。

【証拠金不足により注文が約定しないリスク】

- ・ イワイCFDのシステムでは、お客さまが注文を発注される際に証拠金の過不足を確認しておりますが、注文後約定直前まで証拠金自体を拘束いたしません。約定直前に証拠金に不足があれば注文は約定せず、当該注文は失効となります。注文後のご出金または保有ポジションの評価額減少により、お客さまの証拠金に不足が発生した場合、発注された注文は約定しません。
- ・ また、価格を設定した複数の注文が、相場急変により同時に執行された場合及び保有するポジションの決済と反対のポジションの保有を同時に行うことを目的とした注文（いわゆるリバース注文）が執行された場合、証拠金が不足する場合でも、有効な注文と判定され約定する可能性があり、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。

【海外の法令規則の適用および将来の内外法令規則変更のリスク】

- ・ イワイCFD取引は海外を含む原資産価格をもとにした商品であり、当社のカバー取引相手方も原則として海外の企業です。イワイCFD取引については、日本の法令規則以外にも海外の法令規則が適用される場合があります。また将来の内外法令規則の変更によってはお客さまのイワイCFD取引に影響を及ぼす可能性があります。

【取引条件の変更または取引制限によるリスク】

- ・ イワイCFD取引に関する取引条件は変更される可能性があり、変更後はお客さまの既存のポジションに関しても新たな取引条件を適用します。また、お客さまの取引状況等により、個別のお客さまに対して取引条件の変更、または取引制限を実施する場合があります。

【天災、戦争、紛争、テロ等によるリスク】

- ・ 天災、戦争、紛争、テロ等により、イワイCFD取引サービスが遅延もしくは停止する可能性があります。

【取扱いCFDの変更またはサービス提供終了のリスク】

- ・ 当社は、随時任意に特定銘柄、特定種別またはすべてのCFDについて、取扱いCFDの変更またはサービス提供の終了を決定する可能性があります。取扱いサービス提供を終了した場合、お客さまの保有ポジションは、当社が決定する取扱いサービス終了日に反対売買により決済いたします。

【カバー業者】

当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド

(英文表記：GLOBAL FUTURES & FOREX, LTD.)

同米国法人は、以下の機関に登録されている為替取引・金融業者です。

- ・ CFTC（米国商品先物取引委員会）FCM 登録
- ・ NFA（全米先物協会）正会員登録
- ・ ASIC（豪州証券投資委員会）登録
- ・ FSA（英国財務部局）認可・管理（英国現地法人）

当社、当社のカバー取引相手方または資金預託先の財産状況が悪化した場合、お客さまへの証拠金その他資金の返還が困難になる等、お客さまに損失が発生する可能性があります。

イワイCFD取引（店頭差金決済取引）の仕組みについて

イワイCFD取引は、金融商品取引法その他の関係法令および日本証券業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

イワイCFDはインターネット専用のサービスです。

(1) 取扱い銘柄について

イワイCFDの種類およびそれぞれの特徴は以下のとおりです。

【株価指数CFD】

- ・ 株価指数CFDは主要な株価指数そのものに連動します。
- ・ 買いポジションをお持ちのお客さまは、1日ごとに金利調整額を支払うことになります。売りポジションをお持ちのお客さまは1日ごとに金利調整額を受け取ることになります。
- ・ 原株価指数の構成銘柄に配当が発生した場合、買いポジションをお持ちのお客さまは、配当金調整額を受け取ることができます。反対に、売りポジションをお持ちのお客さまは、配当金調整額を支払わなければなりません。
- ・ 株価指数CFDは一部を除き、ほぼ24時間、取引を行うことができます。

【株価指数先物CFD】

- ・ 株価指数先物CFDは市場に上場している株価指数先物の価格を反映した売値（BID）・買値（ASK）が提示されます。
- ・ 取引時間は、原資産の取引時間に準じて決定されています。
- ・ 限月があり、返済期限が定められています。
- ・ 返済は他のCFD同様、お客さまが反対売買を行うことにより行われますが、返済期限までに反対売買しなかった場合は、最終価格により清算されます（銘柄ごとの最終価格の基準日は、マーケットインフォメーションシートでご確認ください）。
- ・ 金利調整額や配当金調整額は発生しません。

銘柄別CFDの取引条件詳細は、当社ホームページより、マーケットインフォメーションシートにてご確認ください。

(2) 取引単位

イワイCFDの取引は、原則として取引ツールに表示される取引価格の1倍から可能です。銘柄別最小発注数量は、マーケットインフォメーションシートをご確認ください。

また同シートに最大発注数量を記載しておりますが、取引ツールではシステム上発注制限をしておりません。最大発注数量を超えたご注文は、マーケットの状況等により約定せず失効する可能性があります。この基準は保有されるポジションの上限を設定するものではなく、最大発注数量のご注文を複数発注された場合、すべてが有効となります。

(3) 呼び値

呼び値は、原則としてイワイCFDの原資産が原資産市場で取引されている通貨建となります。

詳しくは、マーケットインフォメーションシートにてご確認ください。

(4) スプレッド（買値（ASK）と売値（BID）の差額）

買値（ASK）は売値（BID）よりも高くなっています。スプレッドは取引対象により異なります。

また、スプレッドは、市場の流動性、価格変動、取引時間により、変動します。

(5) ポジションの返済

保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの返済となります。従って、イワイCFDではポジションの両建はできません。

(6) 決済日

決済日は、取引当日となります。

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

イワイCFDでは、新規注文を行う際にあらかじめ必要な証拠金を差入れていただきます。

イワイCFD口座へのご入金、インターネットを使ってお客さまご自身で証券取引口座（以下「イワイ・ネット口座」といいます。）からイワイCFD口座への振替手続きを行っていただきます。

(2) 必要証拠金

イワイCFD取引の必要証拠金率は全CFD銘柄とも10%、レバレッジは10倍となります。

イワイCFDの必要証拠金は以下の算式で計算されます。

【取引価格が円の場合】

必要証拠金 = 取引数量 × 提示価格 ÷ ティックファクター × 必要証拠金率

【取引価格が外貨の場合】

必要証拠金 = 取引数量 × 提示価格 × コンバージョンレート ÷ ティックファクター × 必要証拠金率

(3) 証拠金の追加差入れ

イワイCFDでは、原則としてマージンコールや追加証拠金の差入れ請求はしません。

(4) 金銭の引き出し

受入証拠金から必要証拠金および評価損を控除した金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。

出金（振替）可能額 = 受入証拠金 - 必要証拠金 - 評価損（評価益は加算されません）

※取引価格が外貨のCFDを返済した場合、当該外貨ベースの決済代金は取引日に確定しますが、計算上円転換取引の受渡が完了するまで受入証拠金はコンバージョンレートの影響により変動します。従って、出金（振替）可能額についても同様に変動します。

※1円未満の証拠金の引き出しはできません。

(5) 証拠金の種類

イワイCFDで取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株式等、有価証券で代用することはできません。

（6）ロスカットの取扱い

イワイCFDでは、以下の条件のいずれかを満たした場合、イワイCFD口座内の全ポジションを強制的に決済（ロスカット）します。

① 定時ロスカット

グリニッジ標準時間9時（日本時間18時）時点の計算において、証拠金率が100%を下回った場合。

② リアルタイムロスカット

リアルタイムの計算において証拠金率が60%を下回った場合。

市場環境が急激に変動する場合には、ロスカット価格がロスカットルール適用時の価格から大きく乖離して約定することがあり、その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。

ロスカット時に、成行注文によって決済されるべきCFDが取引時間外等により取引できない場合、取引開始を待って決済します。

また、ロスカットルールが適用され、ロスカット注文が発注された場合、既に発注している注文は全て取消処理が行われ、ロスカット注文が約定するまでの間、新たな注文の発注はできません。

（7）証拠金の返還

お客様の証拠金が、当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請求することができます。

（8）金利調整額

原資産が先物ではないCFDに金利調整額が発生します。買いポジションをお持ちのお客様は金利調整額を支払い、売りポジションをお持ちのお客様は金利調整額を受け取ります。

※金利は情勢によって変動し、金利水準によっては売りポジションに対して金利が支払われない場合があります。

（9）配当調整額

株価指数CFDにおいて、当該CFDの原資産に配当が実施された場合、買いポジションを保有するときは、株式の配当金調整額を受けることができます。反対に、売りポジションを保有するときは、配当金調整額を支払わなければなりません。

3. 返済に伴う金銭の授受

（1）返済について

イワイCFDの返済は、反対売買によって行っていただきます。限月のある先物CFDを返済期限までに反対売買しなかった場合は、最終価格での清算となります（銘柄ごとの最終価格の基準日は、マーケットインフォメーションシートでご確認ください）。

(2) 決済代金について

差金決済に伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について、行われます。なお、取引価格が外貨の場合は円換算いたします。

{返済CFD数量 × 約定価格差(円)} - 返済時の取引手数料

取引手数料は、約定ごとに証拠金から差し引く形で、徴収します。

4. 税金

個人が行った店頭差金決済取引で発生した益金（配当金調整額、金利調整額を含む）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭差金決済取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭差金決済取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

イワイ CFD 取引（店頭差金決済取引）の手続きについて

お客さまがイワイCFD取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

（1）契約締結前交付書面等の確認

はじめに、当社が電子交付する本説明書（契約締結前交付書面）、イワイCFD取引ルール、およびイワイCFD取引規程をご熟読いただき、イワイCFD取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてイワイCFD取引口座の開設を行ってください。

（2）イワイCFD口座の設定

イワイCFD取引の開始に当たっては、あらかじめ当社にイワイ・ネット口座を開設していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。

イワイ・ネット口座を開設した後、イワイ・ネットのログイン画面から、イワイCFD口座の開設手続きをお願いいたします。契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電磁的方法により交付され、ご同意いただきます。またイワイCFDの口座開設にあたりまして、事前に質問事項にお答えいただき、当社で審査させていただきます。なお、イワイCFD口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。審査の結果、口座開設をお断りする場合がございます。

2. 注文の指示事項

イワイCFD取引の注文にあたっては、インターネット経由で取引ソフトまたは取引WEBページからシステムにログインしていただき、銘柄を選択し、お客さまご自身でご発注いただきます。

【注文に際しての入力項目】

- ・ 注文するCFD
- ・ 売付取引または買付取引の別
- ・ 注文の種類（成行、指値、逆指値、OCO、連続注文等）
- ・ 注文CFD数
- ・ 価格
- ・ その他お客さまの指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

イワイCFD取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差入れていただきます。

証拠金の差入れは、まずイワイ・ネット口座にご入金いただき、お客さまご自身でイワイCFD口座に振替えてください。

4. 反対売買によるポジションの返済

保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有ポジションから減少します。

イワイCFDでは、お客さまが同じCFDを数回に分けて発注して約定した場合、ポジションの建値は、約定ごとに表示され、特定のポジションを指定した返済が可能ではありますが、指定しない場合は、古いポジションから返済されます。

5. 取引手数料

イワイCFD取引の手数料は無料です。

6. 取引内容、残高、ポジション、証拠金等の報告

当社は、取引状況等をご確認いただくため取引成立のつど、成立した取引内容、ポジション、証拠金等の現在高等を記載した報告書を作成し、当社が指定するインターネットシステムによりお客さまに電磁的に交付します。

7. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のサポートセンターにご照会下さい。

イワイCFD取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号等	岩井証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第335号
本店所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1丁目8番16号
電話番号	06-6229-4600
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成22年4月

(2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

連絡先	東京サポートセンター TEL 03-3662-7376 大阪サポートセンター TEL 06-6229-4647 E-mail : fxsp@iwaisec.co.jp
受付時間	午前8時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）
受付方法	電話もしくはEメール

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人	証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号	0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL	https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

イワイCFD取引（店頭差金決済取引）に関する主要な用語

イフダン（IFD）

ある一つの注文（指値や逆指値）が成立した後に、自動的に他方の注文（指値や逆指値）が有効になる2つの注文を同時に発注する注文方法。

オーシーオー（OCO）

一方の注文（指値・逆指値）が成立したら、他方の注文（指値や逆指値）は自動的にキャンセルされるという2つの注文を同時に発注する注文方法。

オーティーシー(OTC)

取引所等、第三者を介さないで、売り手と買い手が直接取引するという相対取引のことを言います。「Over The Counter」（オーバー・ザ・カウンター）の略

アスク（ASK）

価格を提示する際の売値。売り気配値、オファーともいいます。当社ではお客さま側からみて「買値（ASK）」という用語を使用しています。（反対語：ビット）

買戻し（ショート・カバー）

既存の売りポジション（売り持ち）を反対売買で買い戻すこと。

カントリーリスク

政治リスクともいわれ、海外への投資・融資における相手国の信用度によるリスクを指します。

逆指値注文(Stop order)

今の価格と比べて高いところで買いたい、あるいは低いところで売りたい時に注文する方法。相場のトレンドについていく場合や損失を限定する時によく利用されます。

裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

先物取引

取引所で取引され、特定の通貨・商品・指数等を将来の一定の期日に今の時点で取り決めた価格で取引することを約束する契約をいいます。

差金決済

実際には現物の受渡を行わずに、反対売買によって返済すること。差金決済による 差金（損益）の授受が行われます。

スプレッド

価格を提示した際の買値（ASK）・売値（BID）の価格差。この差が大きいとお客さまにとって不利といえます。

ツー・ウェイ・プライス

売値（BID）と買値（ASK）の両方を同時に提示する2つの提示価格。その提示価格で取引すると安い価格がお客さまの売値（BID）、高い価格がお客さまの買値（ASK）となります。

テクニカル分析

値動きを過去のデータ等から数学的、あるいは視覚的にとらえようとする方法。一般的に値動きはチャートで分析されています。

ティックファクター[Tick Factor]

ティックファクターとは、イワイCFD取引の取引単位を調整する除数です。約定代金、証拠金、損益等の算出に必要です。銘柄別CFDのティックファクターは、当社のホームページに提示されているマーケットインフォメーションシートにてご確認ください。

デリバティブ

金融派生商品。先物取引、オプション、スワップ等の総称。

ニューヨーク証券取引所（NYSE）

アメリカのニューヨークにある世界最大の証券取引所。

反対売買

買いポジションを転売、または売りポジションを買い戻して取引を終了させる際の保有ポジションと逆の注文のこと。

ビッド(BID)

価格を提示する際の買値。買い気配とも言います。当社はお客さま側から見て「売値（BID）」という用語を使用しています。（反対語：アスク、オファー）

ファンダメンタルズ分析

「経済の基礎的条件」をもとに市場価値とその本質価値のギャップを把握し、投資判断に利用しようというものです。経済成長や物価、国際収支、失業率等の基礎的条件を参考にします。

米連邦公開市場委員会（FOMC）

連邦公開市場委員会のことでFRBの金融政策に関する最高意思決定機関。通常年8回開催され、代表的短期金利であるFFレートの誘導目標を決定します。

ポートフォリオ

安全性・収益性・流動性を考え、預金・有価証券・不動産等に分散した資産構成の組み合わせをいいます。

マーケットメーカー

ある銘柄について値段を提示する業者を指し、常に売り・買い双方を提示し顧客からの売買に応じる用意のあるディーラー。

ライボ－（LIBOR）

ロンドン銀行間取引において、銀行がオファーする金利のこと。国際的な貸出し等を行う際の貸出金利を決める基準になります。London Inter-Bank Offered Rate の略

ロスカット

価格の変動により、各社が決めた証拠金のある一定の割合を超えて損失が発生した場合に金融業者側が任意でお客様のポジションの一部または全部を返済することをいいます。

ロスカットによる損益はすべてお客様に帰属します。

以上

平成24年1月